

令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務 仕様書

1. 業務名称

令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

北川村では、人口減少対策・地方創生を目的とした現行の「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度版）」が令和6年度に最終年度を迎えることを受けて、新たに令和7年度を初年度とする北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期総合戦略」という）の策定を予定している。

本業務は、第3期総合戦略の策定に向けて、必要な基礎データの収集・分析、現行戦略の検証及びそれを踏まえた第3期総合戦略の素案策定などの支援を行うものである。策定に当たっては、令和5年度を始期とする国の総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や高知県が令和6年3月に策定した「高知県元気な未来創造戦略」も勘案しつつ、村の目指すべき地域ビジョンを必要に応じて再構築した上で策定する。

4. 業務の内容

本業務の内容は概ね次のとおりとする。ここに示す業務内容は、最小限必要な事項を示したものであり、受注者の企画提案により調整することとする。

（1）人口動態等実態調査・要因分析及び将来人口の推計

第3期総合戦略策定にあたっての基礎情報として、本村における人口動態等に関する統計データを収集・整理した上で、人口減少の要因分析を行う。また、要因分析の結果等から将来人口の推計を行う。

- 要因分析のために収集・整理する項目及び図表は、別表1のとおり。詳細は発注者と協議のうえ決定。
- 図表ごとに傾向等に関する要約をまとめること。
- 図表等を作成する際には根拠データや引用先を明確にすること。

（2）「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度版）」の検証支援

現行の総合戦略の進捗状況やKPIの達成状況を踏まえて検証し、課題等を抽出する。検証にあたっては検証方法を提案したうえで、検証結果の分析・とりまとめを行う。

- 検証にあたって、本村が関係課に行ったシート調査の結果を受注者に提供する。
- 発注者と協議のうえ必要に応じて関係課へのヒアリングを実施する。

（3）第3期総合戦略の策定支援

（1）～（2）の結果を踏まえつつ、骨子案を策定したうえで、素案作成、概要版作成など、

第3期総合戦略の策定を支援する。

- 全体的な構成として、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき総合戦略の①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を組み込む。そのほか、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月）」を踏まえて検討する。
- また、令和5年度を始期とする国の総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や高知県が令和6年3月に策定した「高知県元気な未来創造戦略」も勘案しつつ、村の目指すべき地域ビジョンを必要に応じて再構築した上で策定する。
- 骨子案や素案の検討にあたっては、村が収集・提供する情報を提供する場合があるので、適宜整理しつつ第3期総合戦略に反映すること。また、具体的な施策については必要に応じて財源（補助金等を含む）等の調査・整理を指示する場合があるので従うこと。

（4）第3期総合戦略策定に係る各種会議等の支援

（ア）審議会の運営支援

第3期総合戦略の策定にあたり、審議会（3回程度）の運営支援を行う。会議運営に係る提案を行い、会議の資料作成・説明の支援、議事録作成、審議会委員への謝金手続き等を行う。また、これらの審議結果を踏まえた第3期総合戦略案への反映を行う。

（イ）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ、第3期総合戦略案への反映を行う。

（5）概要版の原稿作成

策定した第3期総合戦略を踏まえ、内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすいデザインにまとめること。

5. 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出すること。

（1）契約締結後

- ・業務着手届
- ・工程表
- ・担当者の資格経歴が分かるもの
- ・委託料内訳明細書
- ・必要に応じて指示するもの

（2）完了時

- ・完了通知書
- ・請求書
- ・成果物及び成果物一覧
- ・必要に応じて指示するもの

6. 成果品

- (1) 総合戦略本編 1部及びデータ一式
- (2) 総合戦略概要版 1部及びデータ一式
- (3) 本業務関連の電子データ一式 (CD-ROM)

7. 業務の指示監督等

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

8. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用・公表しないこと。
- (4) 委託業務にあたり使用する図表やデータ等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務に必要な資で、発注者が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。
- (6) 受注者は本業務の遂行に当たり知り得た情報を発注者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

別表1 収集・整理する項目及び図表

項目	作成する図表
1. 北川村の現状について	・ 長期的な人口の推移 ・ 総人口及び年齢3区分別人口の推移 ・ 人口ピラミッド ・ 世帯当たりの人員 ・ 人口の自然増減の推移 ・ 年齢別未婚者の割合（男女別） ・ 人口の社会増減の推移 ・ 年齢別の転入者・転出者数 ・ 若者数（20～39歳）とその村人口に占める割合の推移
2. 人口減少が北川村の経済等に与える影響	・ 農業産出額及び生産年齢人口（15～64歳）の推移
3. 北川村の将来人口の展望	・ 将来人口の推計（総人口及び年齢3区分別の人口） ・ 2040年、2060年の人口ピラミッド